

青森労働局発表
令和5年1月30日（月）

【照会先】

青森労働局職業安定部職業対策課
課長 山谷 良子
地方障害者雇用担当官 佐藤 英雄
Tel 017-721-2003
Fax 017-773-5372

報道関係者 各位

障害者雇用に取り組む優良な事業所を認定する
「もにす認定制度」において
（有）ローズリー資源を認定しました！（青森県2件目）

厚生労働省では令和2年4月から「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（通称 もにす認定制度）」を創設、実施しております。

このたび、青森労働局（局長 高橋 洋）では、有限会社ローズリー資源を「もにす認定企業」として認定しました。全国で184事業所（令和4年9月30日時点）、青森県では、2件目の認定となりました。

1 有限会社ローズリー資源について

（1）沿革・事業内容

- ・平成8年9月 創業（本社所在地：青森市大字駒込深沢5番地303）
- ・代表取締役 田中 桂子
- ・廃棄物処理業・産業廃棄物処理業

（2）障害者雇用状況（令和4年10月1日現在）

- ・従業員数 25.5名（うち、障害者3名）
- ・障害者雇用率 11.76%
- ・従事内容 1名（身体）は管理業務、
1名（聴覚・重度ダブルカウント）
はフォークリフト操作業務



2 青森労働局におけるもにす認定事業所の状況

認定年月	事業所名	業種（中分類）
令和4年3月	げんねんワークサポート株式会社	専門サービス （他に分類されないもの）
令和5年1月	有限会社ローズリー資源	廃棄物処理業

※ もにす認定制度の認定基準及びメリットについては、別添の資料を参照願います。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受ける
ことができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		②人材面	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑫定着状況	特に優良	6点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点				優良	4点
			優良	1点				良	2点
		④職務選定・創出	特に優良	2点		⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点			優良	4点	
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点			良	2点	
			優良	1点		⑭キャリア形成	特に優良	6点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点			優良	4点	
			優良	1点			良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
	⑨キャリア形成	特に優良	2点	優良				1点	
		優良	1点	⑰質的側面		特に優良	2点		
	⑩その他の雇用管理	特に優良	2点			優良	1点		
		優良	1点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)	
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)	合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。